

8月11日 午前 (野上)

(湯川) 一方は強く議論はする"ということでもつてきた。話し合いがすまうにしたいからつて要つてきた。いつまでもイデオロギーに固執し守る"ことはできない。しかし、それによつていく方向が必ずある。植民地問題はあつてゆかれる。

8月11日 夜 (大槻 小沼)

(福島) Summer School for Peace
京都近代学加者への報告会
継任者 → 責任者

(田島) 平和 library

(豊田) Hearing

(福島) 政府、国会に働きかける。日本の科学者に働きかける。

8月12日 午前 (小川)

(田中) 軍縮の進捗面

instrumental 面 と institutional 面
過去の軍縮会議の事例
RE 声明書と口際話

1941年8月 ルーズベルト-チャーチル 会談 大西洋憲章
軍縮の二面性

戦争内題、平和内題の分岐も二面に分けられる

二面が natch している。この警告 — R.E. 声明

Disarmament engineering — instrumental approach

institutional 取りまの → 降参 → 口際話 ※ 13年2014日10+6

過去の軍縮会議ととも自戒的であつた例 海軍 7212=軍縮全体 (1921)

脅威の恐振 1. 英米の個人で日本を抑える。

(その理由)

power politics 中の出来事 [御伊の口口扱かてひかえ(海軍の口口扱)]

2 inspection 問題なし。

3. 主力艦、空母の部分軍縮 → 補助艦艦隊の激化 (英米内化)

ロンドン 海軍軍縮会議 (1930) 補助艦 日英米 242512

10% Brian Kelly Pact. 不致停約 (1928)

↓ 201+14(倍)が、補助艦で。ロンドン会議

口際連盟の軍縮 始り 付 無知に終つた。

11/17 空軍軍縮案 (1927)

c092-005-011

inspection

1291

- ① カの対等国同格 (4の場合)
- ② 部分軍縮は unstable
- ③ inspection

~~軍縮~~ 軍縮内題の研究

RE. かつて基本分を 既存、かつこれとして 口内協約

Bran-Kelley Pact (1921)

B.C. 兵器禁止 Geneve Protocol (1925) inspection 等なし

大口で批准しているのは 米, 日.

多くは 留保条件. — 相互にかかわる限. —> 非合理化は口内協約
批准者が 米大使館の机のそばに drop (したのは 1947. (経管理失敗向き)

アメリカは 中東東の口内弱的 B.C. 兵器禁止協約をわ.

global commitment は 2 国 3 国 4 国 5 国 6 国

第 2 次大戦中に 日, 独 に B.C. 兵器をばらばら. 反例的に使う 任田 という警告

B.C. 禁止は 人道的すぎる. 非人道的という観念あり.

戦争法規 (その次にへう協約は 25)

ガスは 戦敗国 が 先に使ひ. 核兵器は 戦勝国 が 使つた.

核兵器は 使つた 瞬間から 正規合法 のもとまら.

大量無差別爆撃 は 以前の戦争法規より 非合法

アメリカが 批准した 理由 — アメリカは わるい こと して いる という 被害

Geneve Diplomatic Conf. (1949)

戦争法規 — 新しく して (第 2 次大戦の 経験で)

おぼつたのは ① 捕虜の 待遇

② 敵国に 対する civilians の 保護 (主批准の 国が 批准せず)

ソ連は B.C. 禁止を 持ち出し (戦前と同内容) ソ連の draft resolution

[A.B.C. の 大量サウロフ兵器は 口内協約の 存続に 障害する ことを 考慮して]

ソ連を 喜ぶの 理由 (津波 に 入つた ときから)

(1952) Treaty 第 18 回 口内 赤十字 大会

諸場一政で 1925 年の 口内 批准を 要求する 決断 (1950 朝鮮戦争)